

区長会会則の見直しについて

1 主な改正点

(1) 総務の人数を校区の要望に基づき変更する。

新	旧
第11条（中略）	第11条（中略）
(3) 総務 <u>18名以内</u>	(3) 総務 <u>18名</u>
(中略)	(中略)
4 総務は、同校区内の区長の互選により選出する。この場合において、 <u>校区ごとに1名または2名の総務を選出する。</u>	4 総務は、同校区内の区長の互選により選出する。この場合において、 <u>養正、昭和、精華、北栄及び笠原校区にあっては2名ずつ、その他の校区にあっては1名ずつの総務を選出する。</u>
(中略)	(中略)

<担当>

区長会事務局（市役所くらし人権課内）

担当：水野 電話：0572-22-1134